

## 平成22年度「除雪委託事業者」の募集を行います

～事業者の皆様へ～

### ◆概要

自力での除雪が困難な高齢者世帯等に対して、予算の範囲内において除雪に要する経費の一部を支援する「南丹市高齢者等除雪対策事業実施要綱」を制定しました。

### ◆業務内容

南丹市内における次の除雪作業で、高齢者世帯等から依頼があった場合。

#### (1) 住居敷地内の除雪作業

※「住居」とは、実際に居住のために使用されている人家とし、専ら車庫や納屋として使用されている建物は除きます。

※「住居敷地内」の除雪は、玄関先から公道までの間及び屋外トイレその他日常生活を営む上で必要不可欠な設備までの、通行を確保できる幅員1m以内の除雪作業。

#### (2) 屋根からの落雪に伴う住居敷地内（住居軒先から2m以内）の除雪作業

#### (3) 住居の屋根の雪下ろし作業

### ◆業務期間

契約日の翌日から原則平成23年3月15日まで。

### ◆登録申請対象事業者

対象者への的確な除雪体制が整い、完了報告等市が要請する業務が期限内に出来る市内の法人格を有する団体とする。

### ◆委託料

1時間当たり2,500円（除雪機器使用時は3,500円）で、内1割相当分は除雪支援対象者負担。

### ◆登録申請締切

平成22年11月15日（月）午後4時30分

### ◆応募場所

南丹市高齢福祉課及び各支所健康福祉課まで、登録申請書を提出して下さい。

◇問合せ先 南丹市高齢福祉課（68-0006）

各支所健康福祉課（八木支所 68-0022）（日吉支所 68-0032）  
（美山支所 68-0041）

## 平成22年度「除雪対策事業」のお知らせ

～除雪支援を希望される方へ～

### ◆概要

自力での除雪が困難な高齢者世帯等に対して、予算の範囲内において除雪に要する経費の一部を支援する「南丹市高齢者等除雪対策事業実施要綱」を制定しました。

本年度に除雪の支援を希望される方は、南丹市高齢者等除雪対策事業申請書を居住する区域の民生委員の意見を付けて申請願います。

なお、本制度制定に伴い、住居の屋根の雪下ろし及び住居周辺の除雪への助成を行ってきた「南丹市住居雪害防止事業」は廃止します。

### ◆対象世帯

- ・65歳以上の高齢者のみで構成されている世帯
- ・母子世帯
- ・障害者（身体障害者手帳（1級から4級）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者）を含む世帯

### ◆除雪の支援と内容

南丹市内における次の除雪作業を高齢者世帯等からの依頼により南丹市内の委託業者が行います。

#### (1) 住居敷地内の除雪作業

※当該集落に除雪車が出動した場合。

※「住居」とは、実際に居住のために使用されている人家とし、専ら車庫や納屋として使用されている建物は除きます。

※「住居敷地内」の除雪は、玄関先から公道までの間及び屋外トイレその他日常生活を営む上で必要不可欠な設備までの、通行を確保できる幅員1m以内の除雪作業。

#### (2) 屋根からの落雪に伴う住居敷地内（住居軒下から2m以内）の除雪作業

#### (3) 住居の屋根の雪下ろし作業

### ◆除雪支援期間

原則平成23年3月15日まで。

### ◆除雪負担金

除雪に要する費用の1割相当額

（1時間当たり250円、除雪機器使用時は350円）

### ◆申請方法

南丹市高齢福祉課及び各支所健康福祉課に備え付けの、南丹市高齢者等除雪対策事業申請書を提出して下さい。

### ◆申請期限

平成22年11月22日（月）

◇問合せ先 南丹市高齢福祉課（68-0006）

各支所健康福祉課（八木支所 68-0022）（日吉支所 68-0032）  
（美山支所 68-0041）